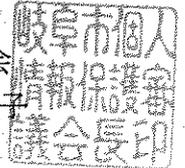


答 申 第 2 4 5 号
平成30年12月17日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池田 紀子



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成30年12月10日付け岐阜市民市第345号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

(1) 事案の概要

本市では中心市街地のにぎわいを取り戻し、魅力あるまちづくりを進めるため市街地再開発事業を推進しており、岐阜駅前地域においては、市街地再開発事業により大岐阜ビル、岐阜シティ・タワー43及び岐阜スカイウイング37が完成し、平成31年1月には岐阜イーストライジング24が完成予定である。

また、岐阜駅前地域では準備組合や研究会が組織され、新たな市街地再開発事業の実現に向けた検討が行われており、本市では岐阜駅前地域において新たな市街地再開発事業の実現を目指す地区の事業推進を図るため岐阜駅前活性化方策検討業務（以下「本件業務」という。）を実施しているところである。

このたび本件業務において、岐阜駅前地域に対する市民の期待や要望等を把握することを目的として「岐阜駅前地域における市街地再開発事業に関するアンケート調査」（以下「調査」という。）を実施する予定である。

については、調査を実施するため、調査対象者の抽出及びタックシールの作成に当たり、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のため利用する。

(2) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報 調査対象者の氏名、住所及び郵便番号

2 意見

適当なものと認める。